平成２２年（フ）第２０６号
愛知県北設楽郡設楽町田口字上原17番地３
債務者　安藤みわこ
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　正純
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月８日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第９９１号
大阪市生野区新今里２丁目５番15号
債務者　浦田　元輝
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４９１７号
大阪市西成区千本北２丁目12番19号アドバンス岸里402号
債務者　西尾　博昭
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５０２５号
大阪府枚方市星丘４丁目22番２―104号
債務者　髙本　逸男
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５０８７号
大阪府豊中市本町５丁目10番15号
債務者　窪園組こと　窪園　貞則
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５１５５号
大阪市平野区平野西５丁目８番27号メゾンドジャンポール506号
債務者　髙山　治美（旧姓吉屋）
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５４４５号
大阪府交野市私部４丁目40番11号
債務者　谷口　　文
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５５１２号
大阪府茨木市三島丘２丁目30番４―602号
債務者　野上　千秋
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５７５９号
大阪市鶴見区諸口６丁目２番13号ロイヤルハイツ鶴見405号室
債務者　辻井　信一
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５７６０号
大阪市鶴見区諸口６丁目２番13号ロイヤルハイツ鶴見405号室
債務者　辻井　晴美
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５７９７号
大阪市旭区新森３丁目３番28号新森荘８号
債務者　出水　孝祐
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５８１０号
大阪市西成区千本南２丁目16番25―804号
債務者　菅原　未来（旧姓西河）
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５８３４号
大阪府東大阪市加納２丁目23番18号
債務者　坪内　勝昭
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５８６３号
大阪府寝屋川市高柳５―39―17、住民票上の住所大阪府寝屋川市高柳５丁目28番３号
債務者　小野寺　太
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５９１４号
大阪市平野区喜連西３丁目３番４―502号
債務者　川田富美こと　川田　文子
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５９１８号
大阪市北区長柄西２丁目１番５―1905号
債務者　髙橋　佳和
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５９２６号
大阪府東大阪市瓜生堂２丁目27番２号　北澤方
債務者　藤本　　勉
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部